

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いまいち納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は56頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1 調剤基本料の区分の判断において、処方せん受付回数や医療機関からの集中度を算出する際、対象となる処方せんは「健康保険法」、「国民健康保険法」、「老人保健」に係るものとされていますが、公費や労災保険に係る処方せんについてはどのように解釈すれば良いのでしょうか。
(匿名希望)

A1 公費や労災保険に係る処方せんは対象外ですが、健康保険・国民健康保険・老人保健との併用扱いの処方せんについては対象となります。

現行の調剤基本料の区分は、処方せんの受付回数と特定の保険医療機関からの集中割合に応じて、3つ(49点、39点、21点)に分けられています。当該点数は健康保険法に基づくものであることから、該当する区分の判断には健康保険・国民健康保険・老人保健(以下、「健保法など」)に係る処方せんを対象として考えます。

すなわち、公費や労災保険に係る処方せんは対象となりません。ただし、健保法などとの併用扱いの処方せんについては対象となりますので、間違いのないよう十分注意してください。

Q2 検査のために投与された医薬品の取り扱いについて、質問があります。先日、

処方せんを発行している近隣の病院から「検査用の医薬品を院外処方せんで交付したい」と言われましたが、薬局としてはどのように対応すれば良いのでしょうか。
(匿名希望)

A2 検査のための医薬品(検査薬)を処方せんで投与することは、保険請求上、なじまないものと解釈されています。検査薬については、院内で直接患者に投与してもらうようお願いしてください。

診療報酬の医科点数表では、検査薬の費用(薬剤料)については算定可能とされていますが、処方料、調剤料、処方せん料、調剤技術基本料などの技術料の算定は認められていません。処方せんによる検査薬の投与については、その行為が禁止されているわけではありませんが、検査は医療機関の中で完結するものであることから、基本的に検査薬は院内で直接患者に投与されることを前提として考えられています。そのため、保険薬局(調剤報酬点数表)においても、検査薬に係る調剤料などの技術料の算定は認められていません。

医療機関側には、保険請求上、処方せんによる検査薬の投与はなじまないものと解釈されていることを説明し、検査薬に限っては、院内で直接患者に投与するようお願いすることが必要でしょう。また、医療機関側の理解を得ることが困難な場合には、ご所属の都道府県薬剤師会

Q
&
A

もしくは支部薬剤師会に相談してみてください。

Q3 薬剤服用歴管理・指導料や特別指導加算は、通知に示されているすべての項目に関する記載がないと算定は認められないのでしょうか。(匿名希望)

A3 薬剤服用歴管理・指導料の算定要件として、解釈通知(厚生労働省保険局医療課長通知)の中で挙げられている項目は、例示的なものです。必ずしも、すべての項目について記載されていなければ算定

できないというものではありません。患者や処方内容に応じて、必要な指導や情報は異なります。次回以降の服薬指導・薬剤情報提供に必要と思われる内容をその都度的確に判断し、薬歴に記載しておくことが求められます。

また、特別指導加算は、患者または家族から必要な情報収集をしたうえで、患者の薬歴に基づき、薬剤師として薬剤適正使用のために必要な服薬指導を実施した場合に算定できるものです。薬歴には、服薬指導の際の要点を記載することは必要ですが、記録内容に応じて算定の可否を判断するものではありません。

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？
皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉砕してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270